

【諮詢第255号】

27川情個第56号  
平成28年2月12日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年11月17日付け26川健企第385号にて諮詢のありました公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った公文書の存否を明らかにしない拒否処分は妥当ではなく、公文書の存否を明らかにした上で、諾否の決定を行うべきである。

## 2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年9月24日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成25年8月から平成26年10月までの間に、〇〇が社会福祉法人〇〇に関連した文書などを公文書開示請求した際の開示請求書、及び同期間に実施機関が〇〇に対して提供した文書の全て」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成26年10月8日付けで、本件請求は特定の請求者が特定の事案について公文書開示請求を行った事実とその結果が分かる文書の公開を求めるものであり、当該文書の存否を答えると開示請求者の匿名性を担保することができなくなり、本市公文書公開制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第8条第4号及び第11条の規定に基づき、文書の存否を明らかにしないで、開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年11月4日付けで、〇〇の実施機関に対する公文書開示請求の有無を確認することが法人運営上必要不可欠である等として、異議申立てを行った。（当審査会諮問第255号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成26年11月4日付け異議申立書及び平成27年2月17日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 〇〇は、平成26年5月26日付け〇〇に、「〇〇」の見出しで、実施機関の職員との異議申立人に関する情報交換の事実について報道している。この報道は、〇〇が公文書開示請求を行い、異議申立人に係わる監査結果などの情報を取得したうえで、実施機関の職員との討論があり記事にされたと解釈できるものである。しかし、この記事は、「公文書開示請求の結果」との前置きがなく、監査担当職員が、法人情報を違法に〇〇に対して提供した可能性もある。異議申立人としては、〇〇の実施機関に対する公文書開示請求の有無を確認し、真相を解明することが法人運営上必要不可欠となっている。
- (2) 実施機関から異議申立人に関する情報が流出し、〇〇は「〇〇」なる報道を行った。その結果、異議申立人は予定されていた1億円を超える寄付金がキャンセルされるなどの損害を被った。そのため、異議申立人は、〇〇を被告として名誉棄損により東京地方裁判所に提訴し、さらに〇〇に情報をリークしたと思われる「〇〇」を被告として横浜地方裁判所川崎支部に提訴した。
- (3) 異議申立人が確認している事実は以下の点である。
  - ① 〇〇は、平成26年〇月の報道において監査担当職員との間で、異議申立人に関する情報交換をしていることを認め、その事実を報道している。

- ② 東京地方裁判所で行われた公開法廷の中で、取材で取得したとされる「平成25年度社会福祉法人監査結果」なる文書を提出している。
- ③ ○○は、この文書を平成25年秋ごろ取得したとしている。
- (4) (3)の事実関係は、通常なら○○が異議申立人についての公文書開示請求を行い、「平成25年度社会福祉法人監査結果」を入手し、その文書に基づいて、監査担当職員との質疑応答が行われたということを意味する。すなわち、○○は、自社の報道を通じて、自らが公文書開示請求を行い、文書を入手したことを明らかにしており、実施機関がその事実を否定する必要はなく、条例第8条及び条例第11条に該当することはない。
- (5) なお、○○による公文書開示請求そのものが存在しない可能性があり、通常の情報公開手続によらず文書が開示された事実を隠蔽するために今回の処分に至った可能性がある。その場合には○○がどのような手段で、「平成25年度社会福祉法人監査結果」を入手したのか解明する必要があると考えている。異議申立人の監査情報が違法に流出した可能性を考慮せざるを得ず、実施機関の対応は公平さを欠いている。

#### 4 実機機関の主張要旨

平成27年1月16日付け処分理由説明書並びに同年年7月10日及び同年9月11日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

##### (1) 条例第8条第4号「事務又は事業に関する情報」について

条例前文に掲げるとおり情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならない。また、情報公開制度が有効に機能するためには、利用主体である市民が真に必要とする情報を容易に、しかも的確に入手できることが重要である。

仮に、開示請求した者の氏名や名称などが公になってしまふと公正で信頼でき、安心して利用できる制度との理解はなされず、開示請求を行うことを躊躇する者が現われるなど、本市公文書公開制度の運用に重大な支障を生じることとなる。

したがって、条例第8条第4号に規定する事務又は事業に関する情報に該当するものと判断した。

##### (2) 条例第11条「公文書の存否に関する情報」について

特定の者が特定の事案について、公文書開示請求を行った事実とその結果が分かる文書の公開を求める請求に対し、条例第8条に規定する不開示情報に該当するとして、拒否処分を行えば対象公文書が存在すること、すなわち特定の者が特定の事案について、公文書開示請求を行ったことが明らかになり、また、不存在による拒否処分を行えば本件請求文書が存在しないこと、すなわち特定の者が特定の事案について、公文書開示請求を行っていなかつたことを答えることとなる。その結果、特定の者が特定の事案について、公文書開示請求を行ったか否かが明らかになてしまう。

したがって、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなり、条例第11条に規定する情報に該当するものと判断し、存否応答拒否処分を行ったものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例第8条第4号と条例第11条の関係性について

実施機関が主張する条例該当性に係る条例第8条第4号及び条例第11条について、それらの規定と双方の関係性について見ておく。

まず、条例第8条第4号の「事務又は事業に関する情報」とは、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする旨を規定している。他方、条例第11条の「公文書の存否に関する情報」とは、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、「不開示情報を開示することとなるとき」は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否できるとする旨を規定している。

次に、条例第8条第4号と条例第11条の関係性については、条例第11条の規定から、条例第8条各号に規定する不開示情報のいずれかに該当することで、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否できるため、「不開示情報を開示することとなるとき」といったように、およそ不開示情報一般についてその存否を明らかにしないで拒否できる旨を規定しているといえるところ、条例第11条の規定の適用は、本来、不開示情報として保護すべき利益が害されることとなるような限定的な場合にのみ認められる例外的措置と解すべきである。

### (2) 本件請求対象公文書について

異議申立人の請求内容によれば、平成25年8月から平成26年10月までの間に、○○が社会福祉法人○○に関連した文書などを公文書開示請求した際の開示請求書、及び同期間に実施機関が○○に対して提供した文書の全てといったように、実施機関に対し○○が公文書開示請求を行った事実の下、請求に応じて提供された文書が存在しうることを前提とするものである。

ところで、本件請求対象公文書につき、異議申立人は、○○が①平成25年○月○日付け○○において監査担当職員との間で情報交換していることを認めその事実を報道していること、②東京地方裁判所で行われた公開法廷の中で取材で取得されたとされる「平成25年度社会福祉法人監査結果」なる文書を提出していること、③○○はこの文書を平成25年秋ごろ取得したとされていること、を主張している。

これに対し、実施機関は仮に開示請求者の氏名や名称などが公になってしまふと開示請求を行うことを躊躇する者が現れるなど、市公文書公開制度の運用に重大な支障を生じることになることが、条例第8条第4号に不開示情報として規定される事務事業情報に該当すること、さらに、当該情報が不開示情報に該当するとして拒否処分を行えば本件対象公文書が存在すること、不存在による拒否処分を行えば該当請求を行つていなかつたことを答えることになること、のそれぞれを主張している。

### (3) 以上を踏まえた上で、本件請求対象公文書を検討するに、本件において不開示情報とされるべき事務事業情報とは、川崎市に対して○○が行った公文書開示請求に関連する一連の文書を指すところ、実施機関の主張によれば、特定の者が特定の事案について、仮に公文書開示請求を行った事実が判明すれば、事務事業に支障を生じうるものと

解している。

しかし、そもそも情報公開請求は何人にも認められる権利であることは、条例第6条において明文により規定されているのであって、情報公開制度を利用した事実がただちに事務事業情報に該当するものとは解されない。すなわち、本件において情報公開制度を利用したとされているのは法人であって、公文書の存否を応答したとしても、請求者たる法人の名称が明らかになるのみであり、なんら個人・法人の権利利益を害するものではない。

また、実施機関は、仮に、開示請求した者の氏名や名称などが公になってしまふと公正で信頼できる制度との理解はなされず、開示請求を行うことを躊躇する者が現われるなど、本市公文書公開制度の運用に重大な支障を生じる旨主張するが、請求者たる法人名が公開されたとしても、そのような事態が生ずる具体的なおそれは想定しがたい。

以上によれば、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第4号に規定する事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるものではない。さらに、同条第2号に規定する法人情報などその他の不開示情報を開示することとなるものでもない。

したがって、条例第11条に規定する存否応答拒否処分を行うことは認められない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	飯 島 奈津子
委 員	植 村 京 子
委 員	友 岡 史 仁
委 員	三 浦 大 介